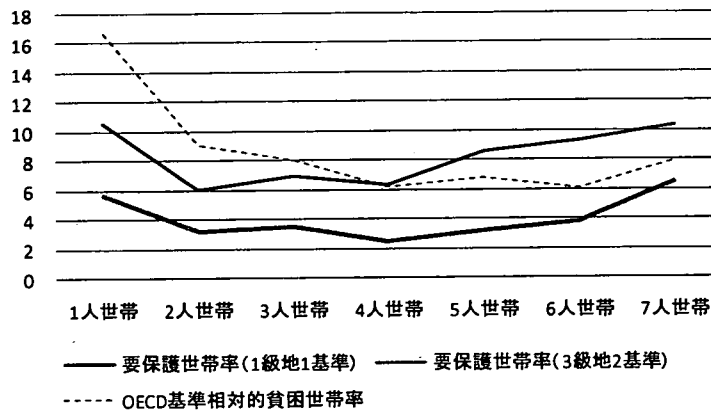


数世帯での相対的貧困基準は高めになり、貧困世帯率も上昇する、と考えられる。反対に、生活保護基準(1級地1)では多人数世帯で追加的必要所得が高く見積もられており、その結果、多人数世帯での生活保護基準(1級地1)は高めになり要保護世帯率Aも上昇する、と考えられる。

図表 5: OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率(世帯員数別)



出所: 全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

次に要保護世帯率 B に注目しよう。興味深いことに 4 人以上世帯では、要保護世帯率 B の動きは、要保護世帯率 A より OECD 基準の相対的貧困世帯率の動きに近い。一方で、4 人以下世帯では、要保護世帯率 B の動きは、要保護世帯率 A の動きに近くなっている。

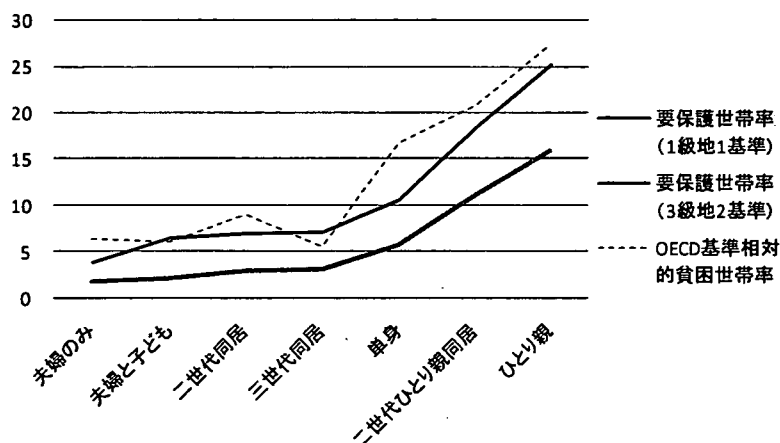
これらの結果はいずれも等価尺度の妥当性に関する詳細な分析がさらに必要であることを示唆している。

図表 6 は図表 4 や 5 と同様の折れ線グラフを世帯類型別に示したものである。この図表では要保護世帯率 A の小さい方から順に、世帯類型を右から並べている。ここでは一般的な世帯類型とはやや異なる世帯類型も示している。「二世帯同居」とは「夫婦とその親が同居する世帯」、「二世帯ひとり親同居」とは「ひとり親世帯とその親が同居する世帯」をそれぞれ意味している。これらの世帯類型を加えたのは、老親と同居する成人子ども世帯や、親夫婦の元に身を寄せるひとり親(通常、この世帯類型は「ひとり親」世帯とはみなされない)なども貧困の高リスクグループと考えられ、こうした世帯類型を明示的に分析するためである。

OECD 基準相対的貧困世帯率、要保護世帯率 A と B は、三世帯同居を除くと、いずれも各世帯類型で相対的に同じ位置にある。両要保護世帯率とも、ひとり親、二世帯ひとり親同居、単身、二世帯同居、三世帯同居、夫婦と子ども、夫婦のみ、の順に貧困あるいは要保護世帯率が高くなっている。OECD 基準相対的貧困世帯率でもほぼこの順番で貧困率が高くなっているが、三世帯同居世帯の貧困世帯率のみ最下位に来ている。先述のように、等価尺度の相違により、この順番の差異はもたらされている可能性が示唆される。

また OECD 基準相対的貧困世帯率、要保護世帯率 A と B の相対的な位置関係について注目すると、図表から明らかなように、要保護世帯率 A と B より、OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率 A の方が近い。

図表 6: OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率(世帯類型別)



出所: 全国消費実態調査(2004) 個票に基づく筆者たちの計算。

(3) OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率の重なり

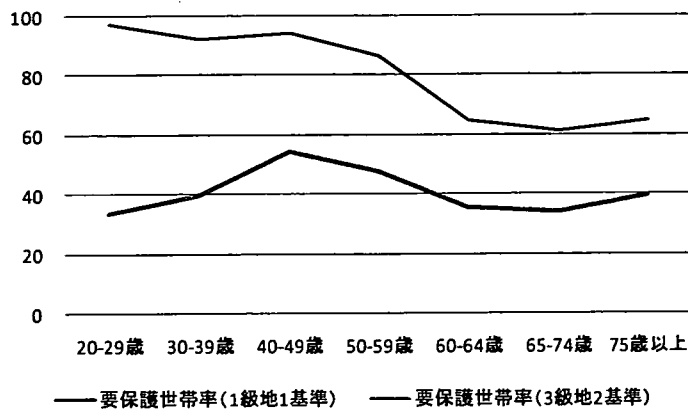
前項において、OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率 A(1 級地 1 基準)は、世帯主年齢階級、世帯員数、世帯類型、いずれにおいても相対的な位置関係はほぼ同じであることを確認した。しかし、さらに検討しなくてはならないのは、たとえ OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率が全く同じ値であっても、OECD 基準未滿とされた世帯と生活保護基準未滿とされた世帯とは異なる可能性がある。そこで、OECD 基準相対的貧困世帯(=100%)の中、要保護世帯がどれほどそこに含まれるのか、すなわち OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率の重なりを世帯主年齢別に計測したのが図表 7 である。

図表 7 から明らかなように、OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率 A は 60 歳未滿世帯主では 9 割以上が重なっており、若年世帯主ほど重なる比率が高くなっている。ただし、60 歳以上の高齢世帯主ではその比率は 6 割から 7 割程度まで下がっている。全体としては OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率 A は 8 割以上の重なりがある。

OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率 B の重なりは要保護世帯率 A と異なり、40-49 歳世帯主で最も重なりが大きくなり、6 割近くになる。しかしその前後では 4 割未滿と重なりは小さくなり、全体では 4 割程度の重なりしかない。

この図表には示されていないが、OECD 基準では貧困世帯とはならないが、生活保護基準(1 級地 1)では要保護世帯となるという OECD 基準から外れる要保護世帯は、20-29 歳世帯主で(OECD 基準で相対的貧困とされた世帯を 100%とした場合)7%、30-39 歳世帯主で 12%、40-49 歳世帯主で 30%となるが、50-59 歳世帯主で急減し 4%となる。なお要保護世帯 B に関してはすべて 0%であった。OECD 基準相対的貧困世帯と要保護世帯 B の重なりが 40-49 歳世帯主で最大値に達する事と考え合わせると、生活保護基準は OECD 基準と比べると 40-49 歳に相対的に有利な等価尺度設定となっている可能性がある。

図表 7: OECD 基準相対的貧困世帯と要保護世帯の重なり(世帯主年齢別)

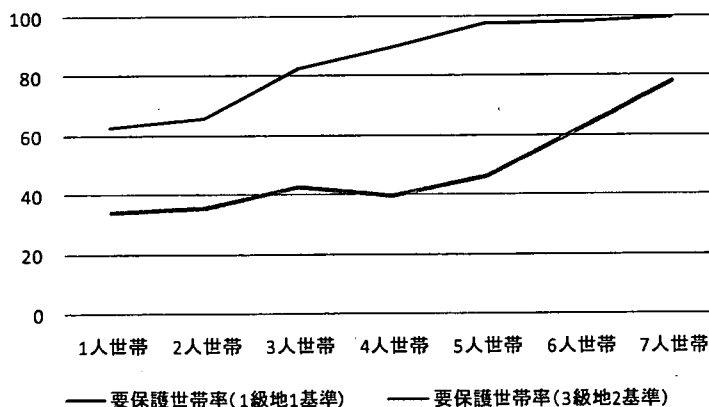


出所: 全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

同様に世帯員数別に OECD 基準相対的貧困世帯率と要保護世帯率の重なりを計算した結果が図表 8 に示されている。OECD 基準相対的貧困世帯に占める要保護世帯 A(1 級地 1 基準)は、4 人世帯以上で 9 割以上となり、7 人世帯ではほぼ 100%となる。

この図表では示されていないが、OECD 基準では貧困世帯とはならないが、生活保護基準(1 級地 1)では要保護世帯となるという OECD 基準から外れる要保護世帯 A は、4 人世帯で(OECD 基準で相対的貧困とされた世帯を 100%とした場合)14%、5 人世帯で 29%、6 人世帯では 56%、7 人世帯では 30%になる。OECD 基準相対的貧困世帯と要保護世帯 A の重なりが 4 人以上世帯で 9 割以上に達する事および要保護世帯 B との重なりも 6 人世帯と 7 人世帯で 6 割以上に急増する事と考え合わせると、生活保護基準(1 級地 1)は OECD 基準と比べると相対的に多人数世帯に有利な等価尺度となっている可能性があることがここでも示唆される。

図表 8: OECD 基準相対的貧困世帯と要保護世帯の重なり(世帯員数別)

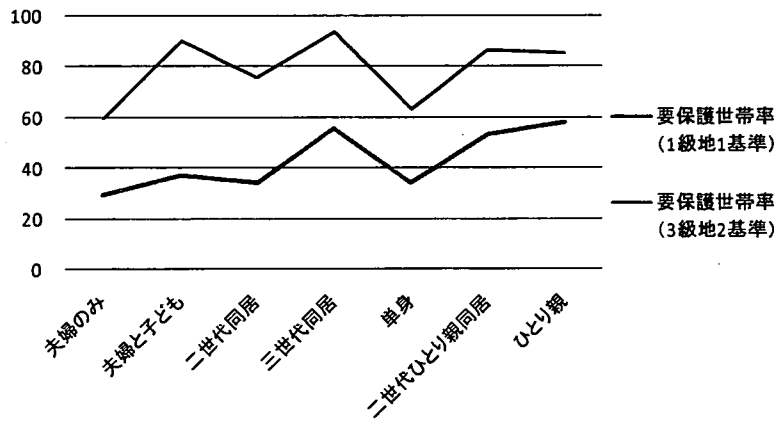


出所: 全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

図表 9 は図表 7 と 8 と同様に、OECD 基準相対的貧困世帯と要保護世帯との重なりを世帯類型

毎に示している。要保護世帯 A に関しては、単身、夫婦のみ世帯を除き、ほぼ 8 割から 9 割が重なっている。要保護世帯 B に関してはひとり親、二世帯ひとり親など、貧困リスクの高いグループでの重なりが高く、6 割程度となっている。

図表 9: OECD 基準相対的貧困世帯と要保護世帯の重なり(世帯類型別)



出所: 全国消費実態調査(2004) 個票に基づく筆者たちの計算。

この図表には示されていないが、OECD 基準では貧困世帯とはならないが、生活保護基準(1級地 1)では要保護世帯となるという OECD 基準から外れる要保護世帯は、夫婦と子ども世帯、三世帯同居世帯で相対的に多くなっており、(OECD 基準で相対的貧困とされた世帯を 100%とした場合)各々 17%と 33%であった。

IV. 純資産額の考慮による要保護世帯の変動

本節では資力調査を緩めた場合、所得のみで要保護世帯を把握した場合に比べ、どれほどその割合が多くなるのか検討する。

図表 10 は純資産額(=貯蓄額-負債額)を全く認めない(無し)から無制限まで段階的に認めた場合、要保護世帯率がどのように変動するかを世帯主年齢別に示している。この図表では生活保護基準の半月分の貯蓄額を認めた場合の要保護世帯率を 1 に基準化している。この基準化により、たとえば要保護世帯率 A の 50-59 歳世帯主で純貯蓄額の保有を 1 年分まで認めるとすると要保護世帯は 2 倍に増大することがわかる。

世帯主年齢階級で純貯蓄額は相違しており、さらに生活保護基準も年齢・世帯員数によって異なるので、すべてのカテゴリーで同じように要保護世帯率が増減することはない。50 歳未満世帯主で純貯蓄額を認めた場合の要保護世帯の増加は最も小さく、無制限に認めた場合でも 3 倍程度にしかならない。一方で、60-64 歳層では 12 倍に増える。同様の傾向は要保護世帯率 B でも観察され、その増加幅もほぼ同じである。

図表 10:純資産額の考慮による要保護世帯率の変動(世帯主年齢別)

① 要保護世帯率 A(1級地 1基準)

	無し	半月分	1か月分	半年分	1年分	2年分	3年分	4年分	無制限
20-29歳	0.9	1.0	1.2	2.0	2.5	2.9	3.0	3.0	3.1
30-39歳	0.9	1.0	1.1	1.6	2.1	2.5	2.7	2.7	2.9
40-49歳	0.9	1.0	1.1	1.5	1.8	2.3	2.5	2.7	3.1
50-59歳	0.9	1.0	1.2	1.6	2.0	2.5	2.8	3.1	4.1
60-64歳	0.8	1.0	1.0	2.0	3.2	4.9	5.9	6.7	10.1
65-74歳	0.7	1.0	1.3	2.9	3.9	5.6	7.0	7.7	12.3
75歳以上	0.7	1.0	1.2	2.2	3.0	4.2	5.1	5.9	10.9
計	0.9	1.0	1.1	1.7	2.2	2.8	3.1	3.3	4.2

② 要保護世帯率 B(3級地 2基準)

	無し	半月分	1か月分	半年分	1年分	2年分	3年分	4年分	無制限
20-29歳	0.9	1.0	1.1	1.7	2.1	2.5	2.6	2.6	2.6
30-39歳	0.8	1.0	1.1	1.7	2.2	2.7	2.9	3.0	3.2
40-49歳	0.9	1.0	1.1	1.6	1.9	2.4	2.6	2.7	3.5
50-59歳	0.9	1.0	1.1	1.6	2.1	2.5	2.9	3.1	4.8
60-64歳	1.0	1.0	1.0	1.7	2.8	4.0	5.6	6.3	10.1
65-74歳	0.9	1.0	1.4	3.1	4.1	5.6	7.3	8.3	14.2
75歳以上	0.8	1.0	1.1	1.7	2.5	3.5	3.9	4.3	10.4
計	0.9	1.0	1.1	1.7	2.3	2.8	3.2	3.4	4.9

出所:全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

同様に世帯員数別に要保護世帯率の増減を見たのが図表 11 である。純貯蓄額の増大に伴う要保護世帯の増加が小さいのは多人数世帯となっており、たとえば7人世帯では無制限に貯蓄保有を認めた場合、要保護世帯 A は貯蓄保有を生活保護基準の半月分しか認めない場合の3倍弱(要保護世帯 B でも3倍弱)にしかないが、1人世帯で認める場合には9倍(要保護世帯 B では11倍)となる。ただし、3人世帯になると急減し、4倍程度(要保護世帯 B では5倍)になる。

図表 11:純資産額の考慮による要保護世帯率の変動(世帯員数別)

① 要保護世帯率 A(1級地 1基準)

	無し	半月分	1か月分	半年分	1年分	2年分	3年分	4年分	無制限
1人世帯	0.7	1.0	1.5	2.9	3.6	4.6	5.1	5.5	8.5
2人世帯	0.8	1.0	1.2	2.2	3.1	4.2	4.9	5.5	8.7
3人世帯	0.9	1.0	1.1	1.9	2.3	2.8	3.2	3.4	4.3
4人世帯	0.9	1.0	1.1	1.6	2.2	2.7	3.0	3.2	3.7
5人世帯	0.9	1.0	1.1	1.6	1.9	2.3	2.5	2.7	3.0
6人世帯	0.9	1.0	1.0	1.5	1.8	2.1	2.2	2.3	2.6
7人世帯	0.9	1.0	1.0	1.4	1.6	2.0	2.3	2.5	2.7
計	0.9	1.0	1.1	1.8	2.2	2.8	3.1	3.3	4.2

② 要保護世帯率 B(3級地 2基準)

	無し	半月分	1か月分	半年分	1年分	2年分	3年分	4年分	無制限
1人世帯	0.8	1.0	1.4	2.8	3.7	4.4	5.3	5.8	11.2
2人世帯	0.9	1.0	1.2	2.6	3.5	4.8	5.7	6.4	11.5
3人世帯	0.9	1.0	1.2	1.9	2.4	2.8	3.3	3.6	4.8
4人世帯	0.9	1.0	1.1	1.6	2.1	2.6	2.9	3.1	4.0
5人世帯	0.9	1.0	1.0	1.6	2.0	2.4	2.6	2.7	3.1
6人世帯	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.0	2.3	2.3	2.6
7人世帯	0.8	1.0	1.0	1.2	1.6	1.9	2.2	2.3	2.7
計	0.9	1.0	1.1	1.8	2.3	2.8	3.2	3.5	4.9

出所:全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

図表 12:純資産額の考慮による要保護世帯率の変動(世帯類型別)

① 要保護世帯率 A(1級地1基準)

	無し	半月分	1か月分	半年分	1年分	2年分	3年分	4年分	無制限
単身	0.6	1.0	1.5	2.9	3.6	4.6	5.1	5.5	8.5
夫婦のみ	0.7	1.0	1.2	2.3	3.1	4.3	5.1	5.9	10.6
夫婦と子ども	0.9	1.0	1.1	1.6	2.0	2.4	2.6	2.7	3.0
ひとり親	0.8	1.0	1.3	2.1	2.7	3.3	3.7	4.0	4.9
二世帯同居	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.3	2.7	3.1	5.2
三世帯同居	1.0	1.0	1.0	1.6	2.1	2.6	3.1	3.3	4.1
二世帯ひとり親同居	0.6	1.0	1.1	1.3	1.7	2.3	2.7	2.9	3.8
その他	0.9	1.0	1.1	2.0	2.9	4.0	4.9	5.3	6.4
計	0.9	1.0	1.1	1.8	2.2	2.8	3.1	3.3	4.2

② 要保護世帯率 B(3級地2基準)

	無し	半月分	1か月分	半年分	1年分	2年分	3年分	4年分	無制限
単身	0.8	1.0	1.4	2.8	3.8	4.4	5.4	5.8	11.3
夫婦のみ	0.9	1.0	1.2	2.9	3.8	5.5	6.4	7.2	15.3
夫婦と子ども	0.9	1.0	1.1	1.5	1.8	2.2	2.5	2.6	3.1
ひとり親	0.8	1.0	1.3	2.2	2.9	3.5	3.8	4.0	5.2
二世帯同居	0.8	1.0	1.0	1.6	2.0	2.8	3.3	3.8	7.2
三世帯同居	1.0	1.0	1.1	1.7	2.3	3.0	3.6	3.8	5.2
二世帯ひとり親同居	0.6	1.0	1.1	1.1	1.2	1.5	1.8	1.8	2.6
その他	0.8	1.0	1.0	1.5	2.5	3.5	4.2	5.0	6.7
計	0.9	1.0	1.1	1.8	2.3	2.8	3.2	3.5	4.9

出所:全国消費実態調査(2004)個票に基づく筆者たちの計算。

図表 12 は図表 10 や 11 と同様さらに世帯類型毎に純資産額の考慮による要保護世帯率の変動を示したものである。夫婦と子ども世帯および二世帯ひとり親同居世帯で純貯蓄額の考慮による変動は小さく、貯蓄保有を無制限に認めるとして各々3倍(要保護世帯 B でも3倍)と4倍(要保護世帯 B では3倍)にしか増加しない。反対に、最も貯蓄額考慮による変動幅が大きい世帯類型は、夫婦のみ世帯の11倍(要保護世帯 B では15倍)と単身世帯の9倍(要保護世帯 B では11倍)である。

V. 結びにかえて

本稿では所得分配状況の国際比較で多用される経済協力開発機構(OECD)の相対的貧困基準と、最低限度の文化的で健康的な生活水準の具体化としての生活保護基準の重なり、および貯蓄を考慮した場合の要保護世帯の変化を計測し、OECDの相対的貧困基準の汎用性について明らかにした。具体的には各種公表統計(住宅・土地統計調査、家計消費状況調査、就業構造基本調査、国民生活基礎調査)を用いて全国消費実態調査の所得分布の特徴を把握した上、同調査の個票データを用い、OECDの相対的貧困水準と生活保護基準の重なりの程度を測定した。さらに資力調査を緩めた場合、所得のみで要保護世帯を把握した場合に比べ、どれほどその割合が多くなるのかを計測した。

その結果、全消データの特徴として低所得層(年収200万円未満)の世帯比率が各種公表統計と比較して7%ポイントから9%ポイント低くなっており10%にすぎないことが示された。このような相違が何からもたらされているのか、各調査対象者の細かな相違やサンプリング方法、調査拒否世帯の傾向など検討する課題は多く、本稿の分析目的の範囲を超えている。しかし、少なくともこの単

純な比較に基づけば、全消データは低所得層の把握が低くなっている可能性に十分留意する必要があると言えよう。たとえば全消の第1所得十分位の平均所得や消費額は、他の調査と比較して相対的に高めに出る可能性があるため、これらを生活保護基準の検討などに利用する際には細心の注意が必要である。

また OECD の相対的貧困基準と生活保護基準(1級地の1基準)で計測された相対的貧困世帯率と要保護世帯率は、世帯主年齢階級別、世帯員数別、世帯類型別でほぼ重なり、系統的にも同じ増減をする。相対的貧困世帯と要保護世帯は、全体で8割が重なっており、乖離が大きいのは、高齢世帯主世帯、単身世帯、夫婦と子ども世帯および三世帯同居世帯であった。だが、生活保護基準(3級地の2基準)は OECD の相対的貧困基準より一般的に基準額が低いため、この基準を用いた場合、相対的貧困世帯と要保護世帯の重なりは小さくなり、全体で4割ほどとなる。ただし、この基準でも系統的に同じ増減をする。

これらの結果は相対的に計算が容易な OECD の相対的貧困率でも、煩雑な計算に基づく生活保護基準による要保護世帯率の傾向を把握するには代用可能であることを示している。また OECD の相対的貧困基準と生活保護基準乖離が大きいのが、高齢世帯主世帯、単身世帯、夫婦と子ども世帯および三世帯同居世帯であることに関し、これらの世帯の特別なニーズを考慮するための等価尺度について詳細に検討する必要があると示唆された。

また資産を考慮すると要保護世帯率は増減するが、世帯主年齢階級で純貯蓄額は相違しており、さらに生活保護基準も年齢・世帯員数によって異なるので、すべてのカテゴリーで同じように要保護世帯率が増減することはない。実際、若年世帯主世帯、多人数世帯、二世帯ひとり親同居世帯、夫婦と子ども世帯でその増減幅は相対的に小さいことも明らかになった。

<参考文献>

Förster, M., and M. Mira d'Ercole (2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s," *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No.22, OECD, Paris (Retrieved from <http://www.oecd.org/dataoecd/48/9/34483698.pdf>).

小川浩(2000)「貧困世帯の現状－日英比較」、『一橋経済研究』、第 51 卷第 3 号:pp. 220- 231。

金子能宏・小島克久・山田篤裕(2005)「所得格差の国際動向:経済協力開発機構の国際比較データから」厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究:平成 16 年度報告書』所収。

駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」、『三田商学研究』、第 46 卷 3 号:pp.107-126。

橋本俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』、東京大学出版会。

星野信也(1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉」、『人文学報』、Vol.11:pp. 23-85。

府川哲夫(2006)「世帯の変化と所得分配」、小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配－格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、pp.141-157。

松浦克己(2002)「所得再分配調査と全国消費実態調査による分配状況の比較－両調査の特徴比較」平成 12-13 年度厚生科学研究費補助金政策科学研究推進事業総合研究報告書『日本の所得格差の現状と評価に関する研究』所収。

山田篤裕(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」、国立社会保障人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会、pp.199-226。

——(2002)「引退期所得格差の OECD9カ国における動向 1985-95 年’ 社会保障資源配分の変化および高齢化、世帯・所得構成変化の影響’ 」、『季刊社会保障研究』、第 38 卷第 3 号:pp.212-228。

——(2006)「日本における高齢者の相対的貧困・低所得の分析－公的年金制度とそれ以外の所得要素の影響」日本年金学会『日本年金学会誌』、第 25 号:pp.40-46。

第2章 自営業者のリスク認識と社会保障ニーズ

丸山 桂・駒村康平

(成蹊大学経済学部准教授・慶応義塾大学経済学部教授)

I. はじめに

日本では、国民皆年金・皆保険が達成されているとはいえ、社会保障制度における被用者と自営業者の取り扱いは、大きく異なる。自営業者数は、産業構造の変化によって、長期的に減少傾向にあるが、近年は様々な就業形態の自営業者像がうまれている。一方で、その生活面や社会保障の面での被用者との格差はこれまであまり研究対象にならなかった。

先行研究で述べられているように、自営業者は被用者に比べ、「リスク志向が高い」、「仕事への情熱が高い」と言われる一方で、被用者に比べると、企業内福祉の恩恵はなく、公的年金などの社会保険の給付水準は被用者保険に比べて低く、労働者災害補償保険や雇用保険などの加入は制限されている状況にある。

本稿は、自営業者のリスク対応に注目し、彼らのリスクへの認識、さらに社会保障ニーズを分析することを目的としている。特に、自営業者の多くが加入する国民年金の保険料納付が自主納付であるため、いわゆる生活保護モラルハザードが生じているのかについても分析を行うこととする。

II. 先行研究

自営業者の暮らしぶり、リスク認識に関する先行研究は、被用者のものと比べるとそう多くはない。その理由の1つは、戦後一貫して自営業者比率は減少傾向にあること、バブル崩壊以降の不況下において開業や起業ブームがおこったが、近年は沈静化傾向にあることがある。また、被用者と異なり、開業や廃業が自分の意志であり、定年がないことなど、被用者の倒産・解雇による所得低下のリスクに比べ、所得低下のリスクはある程度自身でコントロールが可能であるという背景もある。しかし、かつての個人商店や個人経営の自営業主のイメージとは異なり、近年の自営業者像は多様化し、SOHOや請負業などの零細事業主の割合も増加している。

橘木(1994)は、自営業者になるための資質として5つの資質、(1)危険に対する態度、(2)初期資本の制約、(3)独立心旺盛なこと、(4)仕事の困難度、(5)所得の高さ、を重要とし、なかでも(3)の独立心と(4)の仕事の困難度に注目している。しかし、皮肉にもこうした資質が求められることが、戦後の自営業者比率の低下にもつながったとしている。独立開業のための資金、年齢や学歴、過去の就業経験などの人的資本が自営業者開業にどのような影響を与えるのかは、労働経済学者による研究蓄積がある¹。

昨今、生活保護の給付水準が老齢基礎年金の満額受給額よりも低いことから、生活保護の水

¹ 三谷(1996)、松繁(1996、1997)、八幡(1998)、阿部・山田(1998)

準を問題視する議論がある。厚生労働省は、生活保護と老齢基礎年金とはその性格が違うことを強調しているが、マスコミなどを中心に、この逆転現象は大きく報道されるがゆえに、若者を中心に「公的年金を納めなくても生活保護で面倒みてもらえばよい」という考え方に至る可能性は否定できない。

日本経済新聞（2008年1月22日）では、厚生労働省の調査をもとに、2005年時点で生活保護を受けている、約55万6000人の高齢者（65歳以上）のうち、52.9%の29万4000人が公的年金を受け取れない「無年金者」であることを報じている。生活保護と公的年金の役割は異なるのが原則ではあるが、生活保護の実態から見れば、「無差別平等の原則」により、空洞化する公的年金制度のツケを生活保護が担っている現状を明らかにしている。

さらに、同新聞では、2007年12月13日の記事で、今後、保険料を納付できる上限の年齢である70歳まで保険料を納め続けたとしても、受給資格期間である25年に満たないために、無年金となる人が118万人に上るとの推計を発表している。社会保険庁の「平成17年国民年金被保険者実態調査」によれば、国民年金の第1号被保険者のうち、臨時・パート、無職の合計が約56%となっており、経済的基盤が不安定な者が増加傾向にあり、概して保険料の未納傾向が高い傾向にある。

生活保護とモラルハザードをめぐる研究としては、國枝（2008）、阿部（2008）、菅（2007）などがある。

古くから、公的扶助制度には、資力制度にともなうスティグマの問題と、貧困の畏、すなわち就労をしてもしなくても、ほとんど可処分所得に影響がないために、就労インセンティブが失われる問題が指摘されている。日本では、勤労収入が合った場合は、生活保護受給額との可処分所得の合計額が増加するように勤労控除が設けられているが、橋本（2006）の試算によれば、月額4万円から12万円という部分で、実効税率が83～93%というきわめて高い状況で、就労インセンティブに抑圧的に働くことを指摘している。國枝（2008）は、生活保護モラルハザードが生じる可能性を指摘し、これを避けるためには保険料納付を義務づける強制貯蓄を採用と、現役時代に保険料納付が難しい者に対して、最低所得保障と高齢世代内での再分配の強化を提唱している。

公的年金との関係でみると、現行の生活保護制度には、「年金控除」の仕組みはない。阿部（2008）は、現在の公的年金制度の未納・未加入である要因に、生活保護へのモラルハザードが影響しているかを検証するために、未納・未加入の要因を分析しているが、結果としては現在の未納・未加入要因は、経済的な余裕がない流動性制約要因がもっとも大きく、生活保護制度利用へのモラルハザード要因は小さいとしている。この理由として、現行の生活保護制度は高い敷居（資力調査によりほとんどの資産を手放す極貧状態にならなければならないこと、親族にまで調査が及ぶこと）や高いスティグマがあるため、公的年金と生活保護が完全な代替関係にはなっていないためとしている。

反対に、菅（2007）は、「生活保護モラルハザード仮説」（将来生活保護による救済をあてにして、強制貯蓄である年金保険料支払いを行わないという仮説）をもとに、独自のアンケート調査を用いて、将来生活が苦しくなった際に、生活保護、就労、借金、年金、資産の取り崩しなどのなかから、自分が使おうと思うものの順位を回答させている。そこでは、年金非納付者の3割弱にモラルハザードの傾向がみられ、納付者の1割弱の2倍にもなるとして、「生活保護

モラルハザード」説の存在を指摘している。

しかし、職業とモラルハザードの関係では、非正規労働者が有意にモラルハザードの傾向がみられるものの、自営・家族従業者では有意となっていない。また、将来生活のニーズを調査した結果のため、社会保障制度が2つの選択肢に限られており、生活保護という最後のセーフティネットが社会保障制度と比較してどのように意識されているかは、調査対象とはなっていない。

Ⅲ. 本調査の概要

本研究で行った「暮らしに関するアンケート調査」は、インターネット調査であり、(株) ネットマイルのモニターに対し、2008年3月14～16日にかけてアンケート調査を行った。対象者は、自営業・自由業などの職業に従事する20～64歳までの男女である。具体的な調査票と単純集計の結果は、本報告書の巻末をご覧ください。

サンプルの概要は、以下の通りである。標本数は表1の通りで、950サンプル、年代の分布は40代、50代が多い特徴にある。総務省統計局「就業構造基本調査」(2002年)との年齢分布を比較すると、やや本調査のほうが若年層が多いという結果になった。男女別にみると男性733人(77%)、女性217人(23%)という男性に偏った分布になっている。

表1 標本数の分布(年代)

年代	本調査		就業構造基本調査(2002年)%
	標本数	(割合・%)	
20代	84	8.8	4.5
30代	188	19.8	15.2
40代	244	25.7	22.8
50代	290	30.5	38.8
60～64歳	144	15.2	18.6
合計	950	100.0	100.0

標本数の仕事の分布をみた結果が、表2である。)については、小規模な家族経営の企業・商店の経営者が44%と大半をしめるが、個人投資家、企業に属さないIT関係の職業、バイク便、トラック運送などの運輸関係、インターネットビジネス、SOHOといった比較的新しい形態の自営業者も18.2%いる。

表2 年代別の職業分布

年代	小規模・家族経営の企業・商店の経営者		農林漁業（農家、漁師など）		専門職（弁護士・弁理士・税理士・中小企業診断士・行政書士）		診療所等を経営する医師・歯科医師（開業医）		はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整復師、整体師・カイロプラクティクス		著述業関係（作家、小説家、放送作家、劇作家、著述家（ライター））		芸術関係（画家、書家、写真家、陶芸家、彫刻家、建築家、音楽家）		芸能関係（伝統芸能、演劇家、俳優、映画監督、脚本家、演出家）		報道関係（フリーアナウンサー、フリーキャスター、フリージャーナリスト）	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
20代	21	25.0	5	6.0	15	17.9	0	0.0	5	6.0	4	4.8	8	9.5	3	3.6	3	3.6
30代	88	46.8	3	1.6	25	13.3	4	2.1	2	1.1	7	3.7	6	3.2	6	3.2	2	1.1
40代	110	45.1	8	3.3	24	9.8	5	2.0	1	0.4	10	4.1	11	4.5	7	2.9	0	0.0
50代	155	53.4	14	4.8	24	8.3	10	3.4	3	1.0	5	1.7	15	5.2	4	1.4	2	0.7
60～64歳	88	61.1	3	2.1	10	6.9	1	0.7	1	0.7	1	0.7	4	2.8	1	0.7	0	0.0
合計	462	48.6	33	3.5	98	10.3	20	2.1	12	1.3	27	2.8	44	4.6	21	2.2	7	0.7

	プロスポーツ等関係（公営競技（競輪・競艇・オートレースの選手））		プロの棋士、囲碁棋士		個人投資家（インターネットを使った株式投資を含む）		企業に属していないプログラマーやSEなどのIT業界エンジニア		バイク便、自転車便のライダー、トラック運転手、個人タクシー		大工、とび職		インターネットビジネス（サイト運営、ネット販売等）		上記に分類されない自宅で業務を行うSOHO		アパート経営		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
20代	0	0.0	1	1.2	4	4.8	2	2.4	0	0.0	1	1.2	3	3.6	7	8.3	2	2.4	84	100.0
30代	1	0.5	0	0.0	4	2.1	8	4.3	4	2.1	1	0.5	7	3.7	16	8.5	4	2.1	188	100.0
40代	1	0.4	0	0.0	9	3.7	7	2.9	6	2.5	4	1.6	4	1.6	28	11.5	9	3.7	244	100.0
50代	0	0.0	0	0.0	8	2.8	8	2.8	3	1.0	2	0.7	3	1.0	20	6.9	14	4.8	290	100.0
60～64歳	0	0.0	0	0.0	6	4.2	1	0.7	2	1.4	2	1.4	2	1.4	11	7.6	11	7.6	144	100.0
合計	2	0.2	1	0.1	31	3.3	26	2.7	15	1.6	10	1.1	19	2.0	82	8.6	40	4.2	950	100.0

IV. 自営業者の生活に対する不安感

1. 自営業者の不安感

自営業者は、どのような不安をもっているのだろうか。図1は、自営業者の老後生活の不安感をあらわしたものである。「経営者、社長、役員」、「在宅ワーク」は「非常に不安を感じる」、「不安を感じる」といった強い不安を感じるものが少なく、「請負社員」、「業務委託」に不安感を強く感じる者が相対的に多いことが分かる。

図2は、そのうちどの項目について、老後の不安をもっとも感じるかについてたずねた結果である。職業の呼称にかかわらず、4割から6割に近い者が「収入が十分に確保できないこと」を一番の不安としているが、職業の呼称でみると、他の職業に比べ、「経営者、社長、役員」が相対的に低い数値となっている。

図1 老後の生活の不安感

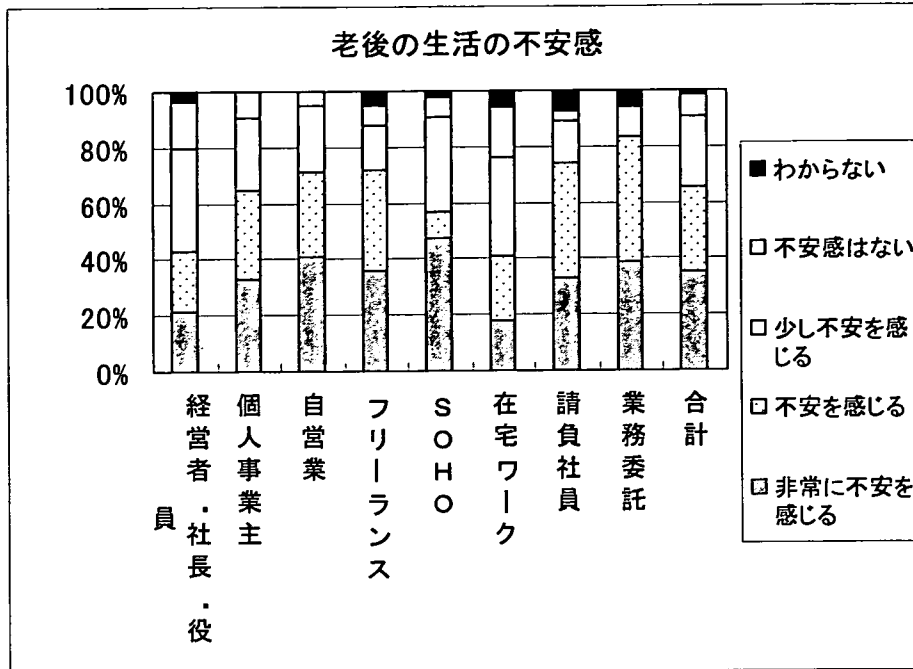
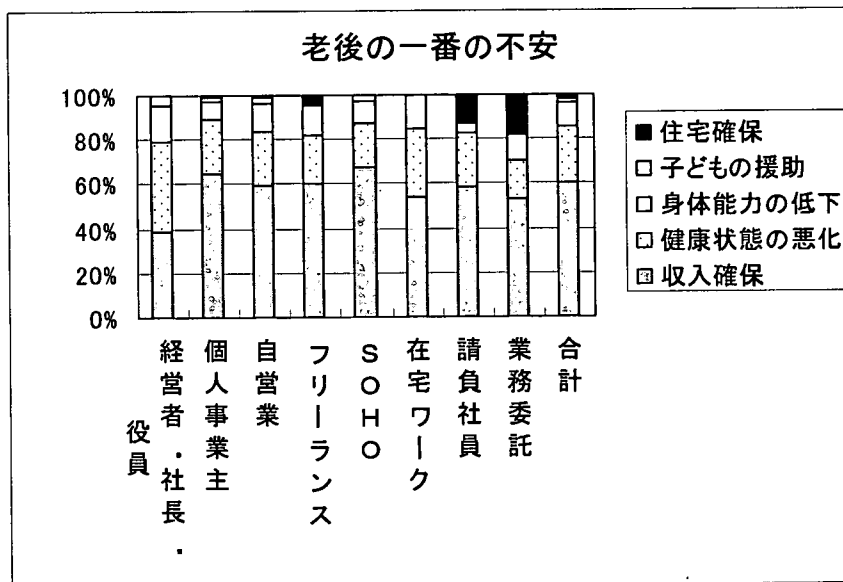
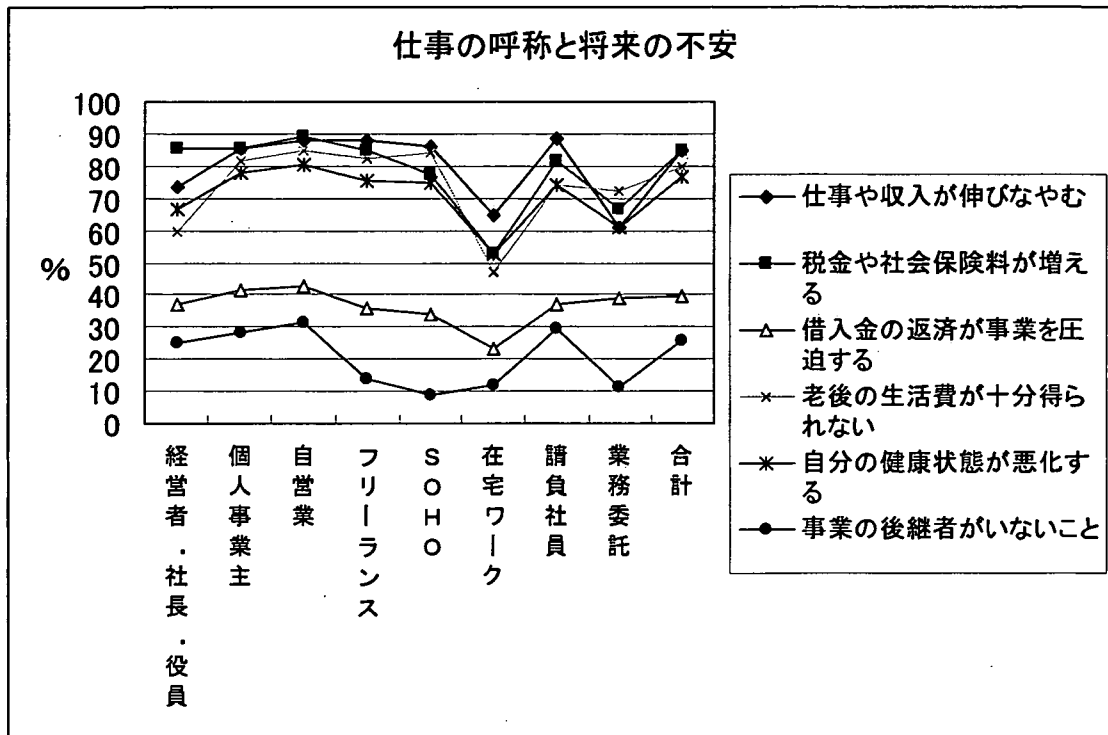


図2 老後の一番の不安



次に老後に限定せず、将来の不安感について尋ねた結果である。図3の通りとなった。在宅ワーク従事者が、全体的に不安感が低い結果となっているが、仕事や収入面、税・社会保険料、健康面の悪化をあげるものも多く、反対に借入金の返済や事業の後継者をあげる者は相対的に少なくなっている。

図3 仕事の呼称と将来の不安



2. 自営業者のリスクヘッジ

職業の呼称別の生命保険などのリスクヘッジの対処状況をみたものが、図4である。生命保険の加入状況は、どの職業でももっとも高く、加入率は5割以上となっている。しかし、フリーランス、SOHO、在宅ワーク、業務委託などの新しい形態の職業では相対的に加入率が引く傾向にある。また、労災については、請負会社での加入となる請負社員は高いものの、一部の業種での特別加入しか道がない自営業者はきわめて低い傾向にある。

他のリスクヘッジ項目についても、「経営者、社長、役員」の加入率は高い傾向にあるが、フリーランス、SOHO、在宅ワーク、業務委託などは加入が低くなる傾向がみられる。

こうしたリスクヘッジの考え方は、様々なことが影響するが、サラリーマンと比較した自分の状況との関係から推察できる。表3は、サラリーマンと比較して、自分の働きの方がよいと思う割合をあらわしている。収入面については、全体的に低い数値ではあるものの、自営業、フリーランス、SOHO、在宅ワーク、業務委託は1ケタ台の数値となっており、経済的余裕がなく、個人年金などに加入できない状況になっているのかもしれない。「仕事のやりがい」や「自分らしい生き方」については、サラリーマンより自分の方がよいとする数値は高いものの、社会的地位や健康状態は低い数値が並び、仕事の充実度はあるものの、不安定な生活である可能性を示唆している。

図4 職業の呼称別 個人年金等の加入状況

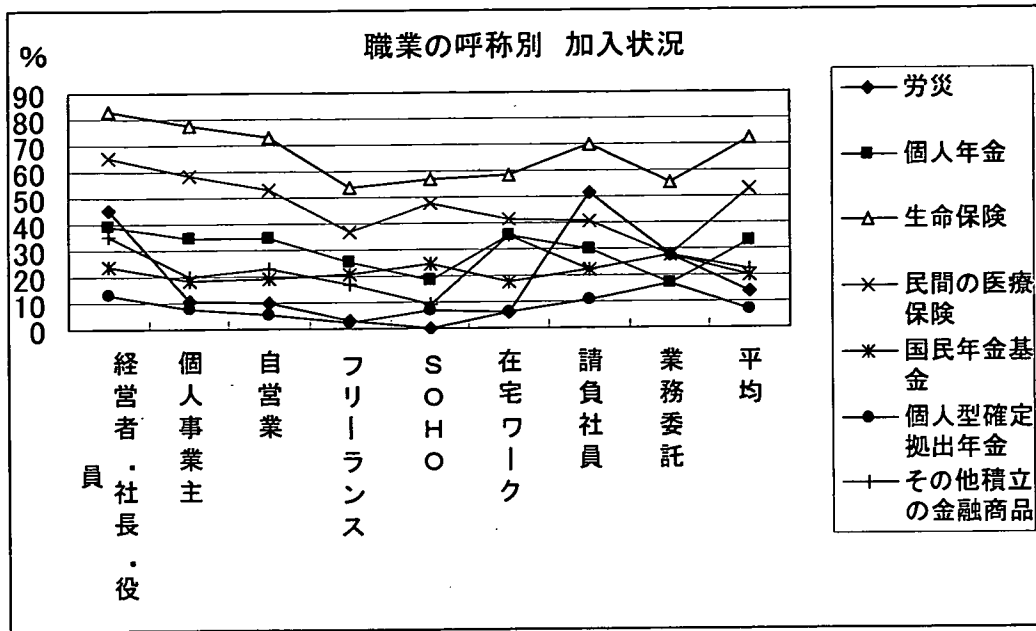


表3 サラリーマンより「自分の方がよい」と思う割合

(単位：%)

	収入	時間、ゆとり	仕事のやりがい	社会的地位	自分らしい生き方	健康状態
経営者・社長・役員	25.0	39.3	52.4	33.3	59.5	23.8
個人事業主	11.3	53.9	47.5	17.7	60.3	31.6
自営業	6.6	47.9	46.9	13.6	59.8	25.9
フリーランス	5.9	68.3	61.4	18.8	77.2	39.6
SOHO	6.8	50.0	38.6	4.5	56.8	22.7
在宅ワーク	5.9	64.7	29.4	0.0	58.8	23.5
請負社員	14.8	29.6	33.3	18.5	33.3	11.1
業務委託	5.6	55.6	38.9	27.8	44.4	38.9
合計	10.2	51.7	47.9	17.3	60.6	29.1

V. 自営業者と社会保障ニーズ

本調査における質問には2種類の社会保障ニーズをはかる質問をいれている。

第1の質問は、「次の社会保障制度で、いずれ利用する可能性が高く、自分にとって重要な制度であると思うものについて、その重要度に応じて順番に数字を振ってください。」とし、A) 医療保険制度 (病気やけがの時の治療費が補償される)、B) 公的年金保険制度の老齢年金給付 (老齢になった時に、年金が給付される)、C) 公的年金保険制度の遺族年金給付 (一家の大黒柱が亡くなったときに、遺族に年金が給付される)、D) 公的年金保険制度の障害年金給付 (障害者に対して、年金が給付される)、E) 介護保険制度 (要介護状態になった時に、介護サービスが利用できる)、F) 労働災害保険制度 (仕事上のけがや病気の際の治療費や死亡保障)、G) 生活保護制度 (最低限度の生活が維持できなくなったときに、給付される) の7つの社会保障

制度について、「いずれ利用する可能性が高く、自分にとって重要な制度」と思われる順に1位～7位まで順位をつけるというものである。

もう一つは、「もし、次の社会保険制度に加入するかどうか、個人の自由意志で決定できるのであれば、どのような優先順位で加入しますか。」とし、A) 医療保険制度、B) 年金保険制度、C) 介護保険制度、D) 労働者災害補償保険制度(労災保険)、E) 雇用(失業)保険制度の5つの制度について、1位から5位までの「加入したい」順位をつけてもらうというものである。

第1の質問については、以下のような結果となった(表4参照)。平均値は1位を1点、2位を2点として計算した平均値であり、数値が小さいほど重要な制度であるという認識が高いことを意味している。表4をみると、A) 医療保険制度がもっとも重要性が高く、2番目が(B) 老齢年金給付の2つがきわだって高く、ついでE) 介護保険、C) 遺族年金制度、(D) 障害年金、(F) 労災保険となり、もっとも低いのが(G) 生活保護という結果になった。国民全体の生涯にわたる各制度の利用率にはほぼそう結果となり、病気と老齢のリスクに対しては非常に敏感に反応していることがわかる。もう1つ興味ぶかいのが、生活保護に対する結果である。生活保護はもっとも重要度が低いとされ、最頻値も7位をあげたのが40%もいる制度である。しかし、1位、2位をあげた者の割合だけでみれば、第3位の介護保険と大差ない数値となっており、障害年金や労災などに比べれば、1位、2位をあげた者の割合はきわめて高い²。これらの社会保障制度のなかで、生活保護制度は人々のリスク認識によってもっとも制度の支持率に差がでるのではないかという仮説が考えられる。

年代との関係を見たのが表5である。「年齢」の効果については、老齢年金の支持率が高いのが60～64歳、50代などの年齢が高い層に指示され、医療保険制度は20代、30代の指示率が高い。逆に、労災や生活保護に対する支持率が若い世代で高いことがわかった。

また、第2の質問である、任意加入したい社会保険制度を1位～5位までの順位をつけた分布が、図5である。医療保険制度と年金保険制度に1位、2位をつける者が圧倒的に多く、他の3つの社会保険の順位は相対的に低い結果となっている。

²平松(1998)が指摘するように、順序効果の影響が表れた可能性を十分に考慮する必要がある。(pp.68-71)。

表4 社会保障制度の順位づけの分布

	A)医療保険制度(病気やけがの時の治療費が補償される)	B)公的年金保険制度の老齢年金給付(老齢になった時に、年金が給付される)	C)公的年金保険制度の遺族年金給付(一家の大黒柱が亡くなったときに、遺族に年金が給付される)	D)公的年金保険制度の障害年金給付(障害者に対して、年金が給付される)	E)介護保険制度(要介護状態になった時に、介護サービスが利用できる)	F)労働者災害補償保険制度(仕事上のけがや病気の際の治療費や死亡保障)	G)生活保護制度(最低限度の生活が維持できなくなったときに、給付される)
平均値	2.010526	2.642105	4.371579	4.733684	4.243158	4.841053	5.157895
最頻値	1	1	3	5	5	6	7
分布状況(%)							
1位	48.5	30.8	5.1	0.9	4.3	3.2	7.2
2位	27.4	29.1	12.3	5.4	9.6	9.4	6.9
3位	10.4	15.1	20.4	11.4	20.2	12.7	9.8
4位	6.2	8.7	16.4	25.4	19.8	13.1	10.4
5位	4.1	7.3	14.1	26.0	22.5	15.6	10.4
6位	2.4	4.5	11.8	20.5	16.6	28.8	15.3
7位	0.9	4.5	19.9	10.4	6.9	17.3	40.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：平均値とは、1位を1点、2位を2点、・・・7位を7点として加重平均した場合の数値である。数値が1に近いほど、1位に近い高い順位で支持されたことをあらわす。

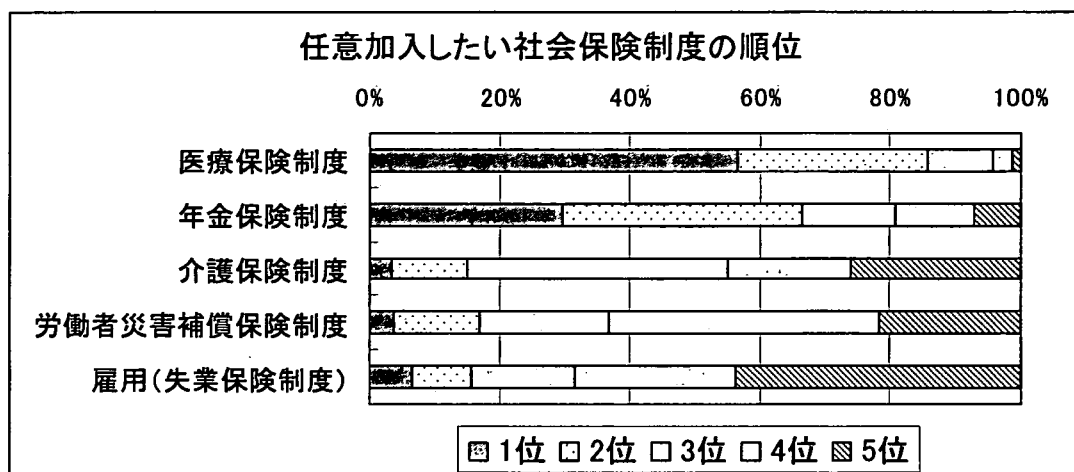
表5 年代別にみた社会保障制度の順位づけ

	A)医療保険制度(病気やけがの時の治療費が補償される)		B)公的年金保険制度の老齢年金給付(老齢になった時に、年金が給付される)		C)公的年金保険制度の遺族年金給付(一家の大黒柱が亡くなったときに、遺族に年金が給付される)		D)公的年金保険制度の障害年金給付(障害者に対して、年金が給付される)	
	平均値	1位と2位の合計(%)	平均値	1位と2位の合計(%)	平均値	1位と2位の合計(%)	平均値	1位と2位の合計(%)
20代	1.8	79.8	3.2	41.7	3.8	22.6	4.7	6.0
30代	1.8	80.9	2.9	52.7	4.4	14.9	4.8	5.9
40代	1.9	79.1	2.7	59.0	4.6	17.6	4.9	5.7
50代	2.1	72.4	2.5	63.8	4.5	15.9	4.7	6.9
60～64歳	2.4	68.8	2.0	73.6	4.1	20.1	4.5	6.9
合計	2.0	75.9	2.6	59.9	4.4	17.4	4.7	6.3

	E)介護保険制度(要介護状態になった時に、介護サービスが利用できる)		F)労働者災害補償保険制度(仕事上のけがや病気の際の治療費や死亡保障)		G)生活保護制度(最低限度の生活が維持できなくなったときに、給付される)	
	平均値	1位と2位の合計(%)	平均値	1位と2位の合計(%)	平均値	1位と2位の合計(%)
20代	4.6	10.7	4.7	20.2	5.1	19.0
30代	4.6	12.2	4.5	17.0	5.0	16.5
40代	4.3	9.8	4.7	15.6	5.0	13.1
50代	4.0	18.6	5.0	8.3	5.3	14.1
60～64歳	4.1	15.3	5.4	5.6	5.5	9.7
合計	4.2	13.9	4.8	12.5	5.2	14.1

注：平均値とは、1位を1点、2位を2点、・・・7位を7点として加重平均した場合の数値である。数値が1に近いほど、1位に近い高い順位で支持されたことをあらわす。

図5 任意加入したい社会保険制度の順位



続いて、家計の状況（世帯収入、本人の収入、資産額、貯蓄率）との関係をみていこう。表6でみるとおり、予想通り、生活保護制度に対する順位は低所得者層に高い傾向にある。

では、公的年金の保険料納付と生活保護のモラルハザードの関係はどのようなのであろうか。表7は公的年金の支払い状況と老齢年金の重要度の関係をみたものである。最上段の国民年金の第1号被保険者とその内訳、2号、3号、未加入別に老齢年金の重要度の順位をあらわしたものである。1号被保険者の「ときどき支払わない」、「全く支払っていない」、「免除中である」、「まったく加入していない」は1位、2位という値はきわめて小さく、現在の保険料納付状況から、老齢年金はあまり期待できないことを十分に認識していることがわかる。

同じことを生活保護の重要性との指標でみた結果が、表8である。表7でみた老齢年金への重要度の指標とは逆に、生活保護への期待は1号被保険者の「ときどき支払わない」、「全く支払っていない」、「免除中である」、「まったく加入していない」で高く、生活保護のモラルハザードの存在が伺われる。

表6 世帯の年収と生活保護の順位のクロス表

(単位：上段・人、下段・%)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	合計
120万円未満	5	3	5	5	1	4	5	28
	17.9	10.7	17.9	17.9	3.6	14.3	17.9	100.0
120万円～ 300万円未満	13	12	12	10	12	13	26	98
	13.3	12.2	12.2	10.2	12.2	13.3	26.5	100.0
300万円～ 500万円未満	21	19	27	22	14	34	62	199
	10.6	9.5	13.6	11.1	7.0	17.1	31.2	100.0
500万円～ 700万円未満	7	11	14	25	23	33	67	180
	3.9	6.1	7.8	13.9	12.8	18.3	37.2	100.0
700万円～ 1000万円未満	4	8	11	14	19	23	87	166
	2.4	4.8	6.6	8.4	11.4	13.9	52.4	100.0
1000万円～ 2000万円未満	7	2	6	10	15	18	67	125
	5.6	1.6	4.8	8.0	12.0	14.4	53.6	100.0
2000万円～ 3000万円未満	0	0	2	3	1	2	11	19
	0.0	0.0	10.5	15.8	5.3	10.5	57.9	100.0
3000万円～ 5000万円未満	0	0	1	0	0	0	6	7
	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	85.7	100.0
5000万円～1 億円未満	0	1	0	0	0	2	3	6
	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	50.0	100.0
1億円以上	0	0	0	0	1	0	1	2
	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0
分からない	5	3	8	5	4	4	16	45
	11.1	6.7	17.8	11.1	8.9	8.9	35.6	100.0
答えたくない	6	7	7	5	9	12	29	75
	8.0	9.3	9.3	6.7	12.0	16.0	38.7	100.0
合計	68	66	93	99	99	145	380	950
	7.2	6.9	9.8	10.4	10.4	15.3	40.0	100.0

表7 公的年金の支払い状況と公的年金（老齢年金）の重要度指標

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	標本数	平均順位
国民年金に加入(国民年金第1号被 保険者)	32.2	30.4	14.4	8.4	6.4	4.2	3.9	667	2.5
毎月きちんと納付	34.6	31.5	13.7	9.0	5.2	3.0	3.0	534	2.4
時々支払わないことがある	26.4	30.6	18.1	5.6	12.5	2.8	4.2	72	2.7
全く支払っていない(未納である)	14.3	19.0	9.5	14.3	14.3	9.5	19.0	21	4.0
免除されている	20.0	22.5	20.0	2.5	7.5	20.0	7.5	40	3.5
厚生年金・共済年金に加入(国民年 金第2号被保険者)	28.3	29.2	19.5	10.6	4.4	4.4	3.5	113	2.6
配偶者に扶養され、配偶者が厚生 年金や共済年金に加入(第3号被保 険者)	26.8	36.6	14.6	4.9	12.2	0.0	4.9	41	2.6
まったく加入していない	8.7	11.6	17.4	13.0	20.3	13.0	15.9	69	4.3
すでに年金を受給している	48.3	28.3	11.7	6.7	3.3	1.7	0.0	60	1.9
合計	30.8	29.1	15.1	8.7	7.3	4.5	4.5	950	2.6

注：カイ二乗検定で1%水準で独立性が認められた。Pearson のカイ二乗147.8095187

表8 公的年金の納付状況と生活保護の重要度指標

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	標本数	平均順位
国民年金に加入(国民年金第1号被保険者)	6.9	7.3	9.6	11.4	10.5	15.6	38.7	667	5.1
毎月きちんと納付	5.1	6.0	8.2	11.0	10.7	15.5	43.4	534	5.4
時々支払わないことがある	6.9	12.5	13.9	13.9	5.6	23.6	23.6	72	4.6
全く支払っていない(未納である)	19.0	14.3	28.6	9.5	9.5	4.8	14.3	21	3.5
免除されている	25.0	12.5	10.0	12.5	17.5	7.5	15.0	40	3.7
厚生年金・共済年金に加入(国民年金第2号被保険者)	1.8	3.5	7.1	5.3	12.4	14.2	55.8	113	5.9
配偶者に扶養され、配偶者が厚生年金や共済年金に加入(第3号被保険者)	2.4	2.4	2.4	12.2	12.2	12.2	56.1	41	5.9
まったく加入していない	23.2	13.0	23.2	10.1	10.1	7.2	13.0	69	3.4
すでに年金を受給している	5.0	5.0	6.7	8.3	5.0	25.0	45.0	60	5.6
合計	7.2	6.9	9.8	10.4	10.4	15.3	40.0	950	5.2

注：カイ二乗検定で1%水準で独立性が認められた。Pearson のカイ二乗 159.5

では、最後にモラルハザードの可能性について、生活保護の重要度を1位、2位にした者を、生活保護を重要視している者=1とし、そうでない者を0としてロジスティック分析を行った結果が表9である。標本数はすべての質問項目に回答した698人である。説明変数としては、性別(男性を基準)、配偶関係(未婚者を基準、既婚の別)、年齢、世帯年収および資産高³、未成年の子どもの有無(有りを基準)、公的年金の支払い状況をみるために、第1号被保険者で毎月納付者を基準として、「第1号被保険者で時々未納」、「第1号被保険者でまったく未納と未加入者」、「第1号被保険者で免除を受けている」、「第2号被保険者で厚生年金・共済年金加入者」、「第3号被保険者」、「すでに年金受給者」に影響をみている。このほかの被説明変数としては、所得低下へのリスクヘッジへの対処として、個人年金、生命保険、民間医療保険、国民年金基金、確定拠出年金、他の金融商品の加入状況別にダミーを設定し、学歴を加えた。最後に、5つの社会保険に任意加入であった場合、加入した順番をつけさせた問いのなかで、公的年金制度を1位、2位にあげたものを「任意加入でも公的年金に加入したいダミー」として加えた。

結果は、表9に掲載している。まず、未婚者については、10%水準ではあるが、生活保護への依存がみられる。しかし、世帯年収や資産高については、符号はマイナスになったものの、有意にはならなかった。資産高については15%水準では有意にはなるものの、生活保護へのニーズが、必ずしも流動性制約要因を反映しているわけではないことがわかる。

特徴的なのが、公的年金の保険料納付状況である。「1号時々未納」は符号もマイナスで有意にはならなかったが、「完全未納・未加入者」、「年金1号免除者」は、5%水準で有意となり、こうした年金保険料を納付していない層が、老後の所得低下のリスクを認識して、生活保護へ

³ すべて各階級の階級値を使用。また、〇〇円以上となる、階級値がない階級については、〇〇円を階級値とした。また、「分からない」、「答えたくない」と回答した者は分析から除外した。